

静岡県立大学外国人留学生規程

平成19年4月1日 規程第62号

第1条 静岡県立大学学則第65条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 この規程において、外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者（日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を除く。）で、本学に学部学生として入学を許可された者をいう。

第3条 外国人で学部学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、教授会の選考を経て、学長が外国人留学生として入学を許可する。

第4条 学部学生として入学することのできる者は、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第5条 入学の選考は、一般入学志願者と同じ方法で行う。ただし、これにより難しい事情があると認めた場合は、特別の選考を行うことができる。

第6条 前条ただし書きの規定により入学を許可された学部学生については、定員外とすることができる。

第7条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、学部長を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人留学生入学願書
- (2) 健康診断書
- (3) 写真
- (4) 最終学校の学業成績及び卒業（修了）証明書
- (5) その他指定する書類

第8条 本学に編入学、転入学又は再入学を志願する者は、第5条から第7条までに規定するところに準じて取り扱うものとするほか、教授会の議を経て、既に履修した授業科目及び単位数を換算し、学長は相当年次に入学を許可することができる。

第9条 日本の国費による外国人留学生の入学検定料、入学料及び授業料等は、徴収しない。

第10条 学長は、この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関する細則を定めることができる。

第11条 静岡県立大学学則中、学生に関する規定は、外国人留学生に準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。